

件名	愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	道路建設課
根拠法令等	愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）
<p>【改正の概要】</p> <p>道路法改正により道路の附属物として新たに規定された特定車両停留施設のうち、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）における旅客特定車両停留施設として道路移動等円滑化基準（バリアフリー基準）の適合義務の対象に追加されたこと等に伴い、以下のとおり改正する。</p> <p>1 旅客特定車両停留施設関係 旅客特定車両停留施設の通路、出入口、エレベーター、傾斜路、エスカレーター、階段、乗降場、運行情報提供設備、便所、乗車券等販売所、待合所及び案内所、券売機、移動等円滑化のためのその他の施設等の構造に関する規定を追加。</p> <p>2 特定道路関係 自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の構造に関する規定を追加。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	